

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分、並びに同月○日付けでした同法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月にA会社（以下「会社」という。）に入社し、主にプラスチック製品の材料供給、検品、出荷等の業務に従事していたところ、社員の減少により材料投入等の業務が増加したため、同年○月末頃より右手首から肘にかけて作業時に痛みを覚えるようになったことから、複数の医療機関に受診するも原因が判然とせず症状も改善しなかった。

請求人は、母国であるBにおいて、平成○年○月○日に「右手根管症候群」（以下「原疾病」という。）の手術を行い、日本において、同年○月○日よりC病院において加療した。なお、原疾病については、監督署長から業務上災害との認定を受け保険給付を受けているものである。

その後、請求人は、同年○月○日頃から、会社Dにおいて足場機材の洗浄、梱包等の作業に従事していたが、手関節が痛み出したことから、平成○年○月○日、E病院に受診し「左手根管症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同年○月○日に手術を行い、同年○月○日をもって治癒した。

請求人は、本件疾病は会社において勤務していた際の業務が原因であり、原疾病の再発に該当するとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は原疾病の再発であるとは認められないとし

て、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が原疾病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、本件疾病は原疾病発症時に既に自覚されていたと主張する。具体的には当初は原疾病すら医師によって診断されていなかったところ、請求人が母国へ帰国して受診した医師から原疾病と診断され急遽手術を受け、当該医師から本件疾病発症の可能性を示唆されたというが、当時の母国の医師の診断書においても本件疾病に関する記録は認められない。請求人は日本へ帰国後、原疾病について日本国内の医療機関を受診しているものの、C病院のF医師作成の意見書によると、原疾病の術後として経過観察である旨の記録は残っているものの本件疾病については言及されていない。したがって、本件疾病が原疾病の診断時に発症していたとは確認できず、原疾病と再発であると主張する本件疾病との間に医学的に相当因果関係があるとは判断できないことなどから、再発の要件には当たらないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はな

い。

よって主文のとおり裁決する。